

熊本県保安林制度実施要項

(趣 旨)

第1条 森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）に定める保安林の指定、指定の解除、指定施業要件の変更その他の保安林に関する手続きについては、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「令」という。）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(用 語)

第2条 この要項で使用する用語は、法、令及び規則で使用する用語の例による。

(保安林の指定等の申請書に添付する書類の様式等)

第3条 規則第48条第1項の図面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 保安林の指定の場合

イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、イ又はロに定める図面

イ 保安林の指定の申請の区域が一筆の土地の全部である場合

森林計画図（知事が法第5条に定める地域森林計画の樹立のために作成したものをいう。以下同じ。）の写し

ロ 保安林の指定の申請の区域が一筆の土地の一部である場合

森林計画図の写しに現地を明瞭に確認できる地形地物を表示し、又は当該区域の実測図を添付したもの

二 保安林の指定の解除の場合

イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、イ又はロに定める図面

イ 転用を目的とするもの

実測図

ロ 転用を目的としないもの

実測図、又は森林計画図の写し

三 保安林の指定施業要件の変更の場合

森林計画図の写し

2 規則第48条第2項の直接の利害関係を有する者であることを証する書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 申請者が当該申請に係る森林の所有者である場合

イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、イ又はロに定める書類

イ 当該申請に係る森林の土地が登記されている場合

(1) 当該申請者が、登記簿に登記された所有権、地上権、賃借権その他の権利の登記名義人（以下「登記名義人」という。）である場合にあっては登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。）

(2) 当該申請者が、登記名義人でない場合にあっては登記事項証明書（登

記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。) 及び公正証書、戸籍の謄本又は売買契約書の写しその他当該申請者が当該森林の土地について登記名義人又はその承継人から所有権、地上権、賃借権その他の権利を取得していることを証する書類

ロ 当該申請に係る森林の土地が登記されていない場合

固定資産課税台帳に基づく証明書、その他当該申請者が当該森林の土地について、その上に木竹を所有及び育成することにつき正当な権原を有する者であることを証する書類

二 申請者が当該申請に係る森林の所有者以外の者である場合

当該申請により森林の保安機能を維持、強化又は弱化されることによって、直接利益又は損失を受けることとなる土地、建築物その他の物件（以下「土地等」という。）につき権利者であることを証する登記事項証明書その他当該土地等について正当な権原を有する者であることを証する書類

3 規則第48条第2項第1号の計画書は、次に掲げるものとする。

一 事業計画書（次のイからチまでに掲げる事項を記載したもの）

イ 転用の目的に係る事業又は施設の名称

ロ 転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）を行う者の氏名（法人及び法人でない団体にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地とし、法人でない団体にあつては代表者の住所）

ハ 事業等の用に供するため当該保安林を選定した理由

ニ 事業等を実施する者が当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得の状況

ホ 事業等に要する資金の総額及びその調達方法

ヘ 事業等に要する経費の項目（用地費、土木工事費、建設工事費、諸掛費等）ごとの員数、単価、金額及びその内訳

ト 事業等に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに当該工事により設置される施設の種類、規模、構造及び所在

チ その他参考となる事項

二 転用に係る区域及びそれに関連する区域に関する図面、それらの区域内に設置される施設の配置図、縦横断面図その他実施設計に関する図面

三 土量計算等に関する書類

四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

4 規則第48条第2項第2号の計画書は、次に掲げるものとする。

なお、転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設（以下、「代替施設」という。）には、当該転用に伴って土砂が流出し、崩壊し、又は堆積することにより、付近の農地、森林、その他の土地若しくは道路、鉄道、その他これらに準ずる設備又は住宅、学校、その他の建築物に被害を与える恐れがある場合における当該被害を防除するための施設を含むものとする。

- 一 代替施設計画書（次のイからホまでに掲げる事項を記載したもの）
 - イ 代替施設を設置する土地を使用する権利の種類及び取得の状況
 - ロ 代替施設の設置に要する資金の総額及びその調達方法
 - ハ 代替施設の設置に要する経費の項目（用地費、土木工事費、建設工事費、諸掛費等）ごとの員数、単価、金額及びその内訳
 - ニ 代替施設に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに代替施設の種類、規模、構造及び所在
 - ホ その他参考となる事項
 - 二 代替施設の配置図、縦横断面図面その他実施設計に関する図面
- 5 規則第48条第2項第3号の行政庁の免許、許可、認可その他の処分（国の機関の通達及び地方公共団体の条例、規則、通達によるものも含む。以下「許認可」という。）を必要とする場合における許認可に係る申請の状況を記載した書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 申請中の許認可
 - 許認可の種類、申請先の行政庁及び申請年月日を記載した書類
 - 二 まだ申請していない許認可
 - 許認可の種類、申請先の行政庁及び申請予定時期を記載した書類
- 6 規則第48条第2項第3号の許認可があったことを証する書類は、当該許認可を行った行政庁が発行した証明書又は認可証の写しとする。
- 7 規則第48条第2項第1号の事業若しくは施設の設置又は同項第2号の施設の設置について、関係機関に協議した場合は、前二項の書類に当該協議書の写しを添付しなければならない。

（保安林の指定の解除の要件）

- 第4条** 法第26条第1項及び法第26条の2第1項の「指定の理由が消滅したとき」とは、次の各号のいずれかに該当するときをいう。
- 一 受益の対象が消滅したとき
 - 二 自然現象等により保安林が破壊され、かつ、森林に復旧することが著しく困難と認められるとき
 - 三 当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設等が設置されたとき又はその設置が極めて確実と認められるとき
 - 四 森林施業を制限しなくても受益の対象を害するおそれがないと認められるとき
- 2 法第26条第2項及び法第26条の2第2項の「公益上の理由により必要が生じたとき」とは、保安林を次に掲げる事業の用に供する必要が生じたときをいう。
- 一 土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法令により土地を収用し又は使用できるとされている事業のうち、国等（国、地方公共団体、地方公共団体の組合、独立行政法人、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）が実施するもの
 - 二 国等以外の者が実施する事業のうち、別表1に掲げる事業に該当するもの

三 一又は二に準ずるもの

- 3 前二項による解除のうち、保安林を森林以外の用途に供すること（以下「転用」という。）を目的とするものについては、それぞれ別紙1の1又は2に掲げる要件を備えなければならないものとし、当該転用に係る事業又は施設の設置の基準は、別紙2によるものとする。

（意見書の提出）

第5条 法第32条第1項の意見書は、異議意見に係る森林及び理由が共通である場合に限り連署して提出することができるものとする。

- 2 意見書に添付する図面については、原則として森林計画図の写しとする。

（意見書の添付書類）

第6条 規則第51条で規定する「直接の利害関係を有する者であることを証する書類」については、第3条第2項の規定を準用する。

（意見の聴取）

第7条 規則第52条各項の規定は、法第32条第2項（法第33条の3及び第44条において準用する場合を含む。）の規定により知事が行う意見の聴取について準用する。この場合において、規則第52条第1項中「農林水産大臣」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

（立木の伐採に係る指定施業要件）

第8条 令別表第2の第1号(一)の「主伐に係るもの」の「伐採の方法」、及び同第2号(一)ロの「伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度」は、原則として、別表2のとおりとする。

（立木の伐採の申請又は届出）

第9条 法第34条第1項の規定による許可の申請又は、法第34条の2第1項の規定による届出を行う場合は、申請者及び届出者と森林所有者が異なるときに限り、許可申請書又は届出書に別記様式第1号「保安林（保安施設地区）内立木伐採確認書」を添付しなければならない。

（立木の伐採の期間）

第10条 法第34条第1項の規定による許可の申請に係る伐採の期間の終期は、原則として、伐採を開始する日を含む伐採年度の3月31日を越えないものとする。ただし、同項の許可を受けた者は、伐採を開始した後、やむを得ない事由により許可に係る期間内に伐採を終了できないときは、60日を超えない範囲内で期間の延長を知事に申請することができるものとする。

- 2 法第34条の2第1項の規定による届出に係る択伐の期間の終期は、原則として、伐採を開始する日を含む伐採年度の3月31日を越えないものとする。ただし、当該届出について知事が受理した旨の通知を受けた者は、伐採を開始した後、やむを得ない事由により届出に係る期間内に伐採を終了できないときは、60日を超えない範囲内で期間の延長を届け出ることができるものとする。

- 3 前二項ただし書きの申請及び届出は、許可又は届出に係る伐採期間の終期の2週間前までに、第1項に係るものにあつては、別記様式第2号による保安林（保安施設地区）内立木伐採期間延長承認申請書を、第2項に係るものにあつ

ては、別記様式第3号による保安林（保安施設地区）内択伐期間延長届出書を知事に提出してするものとする。

4 第1項ただし書きの申請及び第2項ただし書きの届出による期間延長に係る伐採は、第1項に係るものにあつては、当該申請に係る知事の承認を、第2項に係るものにあつては、当該届出について知事が受理した旨の通知を受けなければしてはならない。

5 第1項ただし書きの申請及び第2項ただし書きの届出による期間延長に係る伐採のうち、伐採を開始した日を含む伐採年度の3月31日を越えるものであつて、法第34条の4の規定による植栽の義務が生じるものについては、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の期間が「伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内」とあるのは、「伐採を開始した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内」と読み替えるものとする。

（立竹の伐採等の許可の申請）

第11条 法第34条第2項の規定により許可を受けようとする者は、土石の採掘、施設の設置、物件の堆積その他の土地の形質を変更する行為に係る許可の申請をする場合にあつては、許可申請書に次に掲げる書類を明細として添付しなければならない。

- 一 具体的な行為の内容、設置する施設の位置、規模、構造及び工程等を記載した実施計画書
- 二 実施設計図
- 三 土量計算等に関する書類
- 四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 法第30条又は法第30条の2の告示の日から40日を経過し、かつ、法第32条第1項の異議の意見書の提出がない解除予定保安林において法第34条第2項の許可の申請をする場合にあつては、他の法令による行政庁の許認可を必要とするものは、当該許認可があつたことを証する書類を添付しなければならない。（第3条第6項に規定する書類の提出があつたものを除く。）

（植栽の義務の例外）

第12条 森林所有者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、あらかじめ別記様式第4号による保安林植栽義務例外認定請求書を知事に提出して、規則第72条第1号の場合における同条の規定による認定を知事に求めることができるものとする。

- 一 火災、風水害その他の非常災害（以下「非常災害」という。）により伐採跡地の現地の状況に著しい変更が生じたため、植栽が不可能となった場合又は法第33条の2第1項の規定により指定施業要件を変更する時間的余裕がない場合
- 二 非常災害により伐採跡地までの通行が困難になったため又は苗木若しくは労務の調達が著しく困難になったため、森林所有者が保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間又は樹種に従って植栽をする

ことが著しく困難となった場合

- 2 森林所有者は、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、あらかじめ別記様式第5号による保安林植栽義務例外認定請求書を知事に提出して、規則第72条第2号の場合における同条の規定による認定を知事に求めることができるものとする。

- 一 伐採跡地が、保安林に係る指定施業要件に適合しない択伐による伐採により生じるものである場合
- 二 伐採跡地における稚樹の発生状況、母樹の賦存状況、更新補助作業の実施予定その他の状況からみて、植栽の義務を猶予することができる期間内において、保安林に係る指定施業要件に植栽することが定められている樹種の苗木と同等以上の天然に生じた立木（当該樹種の立木に限る。）による更新が期待できない場合

- 3 国有林を管理する国の機関が当該国有林について規則第72条の規定による認定を求めようとする場合には、認定の請求に代えて知事に協議を行い、知事の同意を得るものとする。

（保安林等に係る森林の土地の所有者となった旨の届出の通知）

- 第13条 法第10条の7の2第2項及び規則第7条第3項の規定により市町村の長が行う知事への通知は、別記様式第6号によるものとする。なお、規則に定める通知の期間内に複数の届出があった場合は、当該複数の届出について一括して通知することができるものとする。

（書類の提出）

- 第14条 法、規則及びこの要項の規定により知事に提出する書類は、規則に定めのある場合を除き1部とし、申請等に係る森林の所在する市町村に応じて別表3に掲げる県の機関に提出するものとする。

（補 則）

- 第15条 この要項に定めるもののほか、保安林に関する手続きに必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成24年11月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際現に改正前の熊本県保安林制度実施要項の規定により提出された書類は、この要項の相当規定により提出された書類とみなす。

附 則

- 1 この要項は、平成25年5月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際現に改正前の熊本県保安林制度実施要項の規定により提出された書類は、この要項の相当規定により提出された書類とみなす。

附 則

- 1 この要項は、平成26年8月1日から施行する。

- 2 この要項の施行の際現に改正前の熊本県保安林制度実施要項の規定により提出された書類は、この要項の相当規定により提出された書類とみなす。

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際、現に森林法第27条第1項に基づき申請が行われているものにあつては、なお従前の規定による。

附 則

- 1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際、現に森林法第27条第1項に基づき申請が行われているものにあつては、なお従前の規定による。

附 則

- 1 この要項は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際、現に森林法第27条第1項に基づき申請が行われているものにあつては、なお従前の規定による。

附 則

- 1 この要項は、令和7年6月2日から施行する。
- 2 この要項の施行の際、現に森林法第27条第1項に基づき申請が行われているものにあつては、なお従前の規定による。

別表 1 (第 4 条第 2 項関係)

国等以外の者が実施する事業

1	道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)による一般自動車道又は専用自動車道(同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第 83 号)による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。)に関する事業
2	運河法(大正 2 年法律第 16 号)による運河の用に供する施設に関する事業
3	土地改良区(土地改良区連合を含む。以下同じ。)が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設に関する事業
4	土地改良区が土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)によって行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備に関する事業
5	鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業
6	軌道法(大正 10 年法律第 76 号)による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設に関する事業
7	石油パイプライン事業法(昭和 47 年法律第 105 号)による石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業
8	道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送をするものに限る。)の用に供する施設に関する事業
9	自動車ターミナル法(昭和 34 年法律第 136 号)第 3 条の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業の用に供する施設に関する事業
10	漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)による漁港施設に関する事業
11	航路標識法(昭和 24 年法律第 99 号)による航路標識に関する事業又は水路業務法(昭和 25 年法律第 102 号)第 6 条の許可を受けて設置する水路測量標に関する事業
12	航空法(昭和 27 年法律第 231 号)による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するものに関する事業
13	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法(平成 17 年法律第 100 号)第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる業務の用に供する施設に関する事業
14	電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設(同法の規定により土地等を使用することができるものを除く。)に関する事業
15	放送法(昭和 25 年法律第 132 号)による基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が基幹放送の用に供する放送設備に関する事業
16	電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業又は同項第 10 号に規定する送電事業の用に供する同項第 18 号に規定する電

	気工作物に関する事業
17	発電用施設周辺地域整備法(昭和 49 年法律第 78 号)第2条に規定する発電用施設に関する事業
18	ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第2条第 13 項に規定するガス工作物に関する事業(同条5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。)
19	水道法(昭和 32 年法律第 177 号)による水道事業若しくは水道用水供給事業又は工業用水道事業法(昭和 33 年法律第 84 号)による工業用水道事業
20	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設に関する事業
21	社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)による第一種社会福祉事業、生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設若しくは児童家庭支援センターを経営する事業、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業又は更生保護事業法(平成7年法律第 86 号)による継続保護事業の用に供する施設に関する事業
22	健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所又は医療法(昭和 23 年法律第 205 号)による公的医療機関に関する事業
23	墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)による火葬場に関する事業
24	と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)によると畜場又は化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)による化製場若しくは死亡獣畜取扱場に関する事業
25	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 15 条の5第1項に規定する廃棄物処理センターが設置する同法による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設(廃棄物の処分(再生を含む。))に係るものに限る。)に関する事業
26	卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)による地方卸売市場に関する事業
27	自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)による公園事業
28	鉱業法(昭和 25 年法律第 289 号)第 104 条の規定により鉱業権者又は租鉱権者が他人の土地を使用することができる事業
29	鉱業法第 105 条の規定により採掘権者が他人の土地を収用することができる事業
30	法第 50 条第1項の規定により他人の土地を使用する権利の設定に関する協議を求めることができる事業

別表2（第8条関係）

主伐に係る伐採の方法、及び伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度

保安林の種類	指定施業要件における伐採の方法(主伐)の区分			伐採年度ごとの1箇所当たりの皆伐面積の限度	
	皆 伐	択 伐	禁 伐	治山事業の施行地	左記以外
水源かん養保安林	「択伐」欄及び「禁伐」欄に掲げる森林以外	林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林	「択伐」欄に掲げる状況の程度が特に著しいと認められる森林	5ha	10ha
土砂流出防備保安林	地盤が比較的安定している森林	「皆伐」欄及び「禁伐」欄に掲げる森林以外	保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林	3ha	5ha
土砂崩壊防備保安林		「禁伐」欄に掲げる森林以外	保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林		
飛砂防備保安林	その地表が比較的安定している森林	「皆伐」欄及び「禁伐」欄に掲げる森林以外	林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林	3ha	5ha
防風保安林 防霧保安林	「択伐」欄及び「禁伐」欄に掲げる森林以外	林帯の幅が狭小な森林(その幅がおおむね20メートル未満のものをいうものとする。)その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林	「択伐」欄に掲げる状況の程度が特に著しいと認められる森林(林帯については、その幅がおおむね10メートル未満のものをいうものとする。)	3ha	5ha
水害防備保安林 潮害防備保安林		「禁伐」欄に掲げる森林以外	林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林		
干害防備保安林	「択伐」欄及び「禁伐」欄に掲げる森林以外	林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林	「択伐」欄に掲げる状況の程度が特に著しいと認められる森林	3ha	5ha
落石防止保安林		緩傾斜地の森林その他落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林	「択伐」欄に掲げる森林以外		
防火保安林			全ての森林		
魚つき保安林	魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林	「皆伐」欄及び「禁伐」欄に掲げる森林以外	伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林		5ha
航行目標保安林		「禁伐」欄に掲げる森林以外	伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林		
保健保安林	地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるもの	「皆伐」欄及び「禁伐」欄に掲げる森林以外	伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林		5ha
風致保安林		「禁伐」欄に掲げる森林以外	風致の保存のため特に必要があると認められる森林		

注1 伐採方法の区分の「皆伐」とは、伐採種を定めないものであるため、択伐による伐採もすることができる。

2 伐採年度ごとの1箇所当たりの皆伐面積の限度は、新たに指定される保安林について適用するものであり、既に指定されている保安林(伐採種を定めないもの)については、当該保安林の指定施業要件による。なお、伐採種の特例により、樹種又は林相の改良のために伐採種を定めないものとされた保安林に係る1箇所当たりの皆伐面積の限度は、定めない。

別表 3（第 14 条関係）

法、規則及びこの要項の規定により知事に提出する書類の提出先

森林の所在する市町村	提 出 先
熊本市、宇土市、宇城市、美里町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町	県央広域本部上益城地域振興局 農林部 林務課
荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、合志市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町	県北広域本部 農林水産部 林務課 (菊池地域振興局 農林部 林務課)
阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村	県北広域本部阿蘇地域振興局 農林部 林務課
八代市、水俣市、氷川町、芦北町、津奈木町	県南広域本部 農林水産部 林務課 (八代地域振興局 農林部 林務課)
人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村	県南広域本部球磨地域振興局 農林部 森林保全課
天草市、上天草市、苓北町	天草広域本部 農林水産部 林務課 (天草地域振興局 農林部 林務課)

※()内は、広域本部に併設する地域振興局の組織名で参考。

転用を目的とする解除の要件

保安林は、制度の趣旨からして森林以外の用途への転用を抑制すべきものであり、転用のための保安林の解除に当たっては、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性に鑑み、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう努めるものとする。

1 「指定の理由の消滅」による解除

(1) 級地区分

表 1 の第 1 級地に該当する保安林については、原則として、解除は行わないものとする。

同表の第 2 級地に該当する保安林については、地域における保安林の配備状況等及び当該転用の目的、態様、規模等を考慮の上、やむを得ない事情があると認められ、かつ、当該保安林の指定の目的の達成に支障がないと認められる場合に限って転用に係る解除を行うものとする。

表 1 転用を目的とする保安林解除の審査に当たっての級地区分

級地区分	該 当 す る 保 安 林
第 1 級地	次のいずれかに該当する保安林 1 法第 10 条の 15 第 4 項第 4 号に規定する治山事業の施行地（これに相当する事業の施行地を含む。）であるもの（事業施行後 10 年（保安林整備事業、防災林造成事業等により森林の整備を実施した区域にあっては事業施行後 20 年（法第 39 条の 7 第 1 項の規定により保安施設事業を実施した森林にあっては事業施行後 30 年））を経過し、かつ、現在その地盤が安定しているものを除く。） 2 傾斜度が 25 度以上のもの（25 度以上の部分が局所的に含まれている場合を除く。）その他地形、地質等からして崩壊しやすいもの 3 人家、校舎、農地、道路等国民生活上重要な施設等に近接して所在する保安林であって、当該施設等の保全又はその機能の維持に直接重大な関係があるもの 4 海岸に近接して所在するものであって、林帯の幅が 150 メートル未満であるもの 5 保安林の解除に伴い残置し、又は造成することとされたもの
第 2 級地	第 1 級地以外の保安林

(2) 用地事情

保安林の転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下別紙１及び別紙２において「事業等」という。）による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること。

(3) 面積

保安林の転用に係る土地の面積が、次に例示するように当該転用の目的を実現する上で必要最小限度のものであること。

ア 転用により設置しようとする施設等について、法令等により基準が定められている場合には、当該基準に照らし適正であること。

イ 大規模、かつ、長期にわたる事業等のための転用に係る解除の場合には、当該事業等の全体計画及び期別実施計画が適切なものであり、かつ、その期別実施計画に係る転用面積が必要最小限度のものであること。

(4) 実現の確実性

次の事項のすべてに該当し、申請に係る事業等を行うことが確実であること。

ア 事業等に関する計画の内容が具体的であり、当該計画どおり実施されることが確実であること。

イ 事業等を実施する者（以下「事業者」という。）が当該保安林の土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。

ウ 事業者が事業等を行うため当該保安林と併せて使用する土地がある場合において、その土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。

エ イ及びウの土地の利用又は事業等について、法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか、又はなされることが確実であること。

オ 事業者が当該事業等を遂行するのに十分な信用、資力及び技術があることが確実であること。

(5) 利害関係者の意見

転用の目的を実現するため保安林を解除することについて、当該保安林の解除に利害関係を有する市町村の長の同意（市町村が事業者である場合は不要。）及びその解除に直接の利害関係を有する者の同意を得ているか、又は得ることができると認められるものであること。

(6) その他の満たすべき基準

ア 転用に係る保安林の指定の目的の達成に支障のないよう、転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設（以下「代替施設」という。）の設置等の措置が講じられたか、又は確実に講じられること。

この場合において、代替施設には、当該転用に伴って土砂が流出し、崩壊し、又は堆積することにより、付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある

ある場合における当該被害を防除するための施設を含むものとする。

イ 当該事業等が別紙 2 に示す基準に適合するものであること。

ウ 転用に係る保安林の面積が 5 ヘクタール以上である場合又は事業者が所有権その他の当該土地を使用する権利を有し事業等に供しようとする区域内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が 10 パーセント以上である場合（転用に係る保安林の面積が 1 ヘクタール未満の場合を除く。）であって、水資源のかん養又は生活環境の保全形成等の機能を確保するため代替保安林の指定を必要とするものにあつては、原則として、当該転用に係る面積以上の代替保安林とすべき森林が確保されるものであること。

2 「公益上の理由」による解除

① 国等が行う事業による転用の場合

(1) 級地区分

表 1 の第 1 級地に該当する保安林については、転用の態様、規模等からみて国土の保全等に支障がないと認められるものを除き、原則として、解除は行わないものとする。

同表の第 2 級地に該当する保安林については、1 の(1)と同様とする。

(2) 用地事情

前記 1 の(2)と同様とする。

(3) 面 積

前記 1 の(3)と同様とする。

(4) 実現の確実性

前記 1 の(4)のアからエまでの事項のすべてに該当し、申請に係る事業等を行うことが確実であること。

(5) その他の満たすべき基準

前記 1 の(6)に準じた措置が講じられるものであること。

② ①以外の場合

(1) 級地区分

前記①の(1)と同様とする。

(2) 用地事情

前記 1 の(2)と同様とする。

(3) 面 積

前記 1 の(3)と同様とする。

(4) 実現の確実性

前記 1 の(4)と同様とする。

(5) 利害関係者の意見

前記 1 の(5)と同様とする。

(6) その他の満たすべき基準

前記 1 の(6)に準じた措置が講じられるものであること。

保安林の転用に係る事業又は施設の設置の基準

第 1 基 準

次のすべての基準に適合するものであること。

- 1 転用に係る保安林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該転用により当該保安林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれのないものであって、次のすべての基準に適合するものであること。
 - (1) 転用が原則として現地形にそって行われること及び転用による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。
 - (2) 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
 - (3) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が(2)によることが困難であるか若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
 - (4) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。
 - (5) 転用に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、転用に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
 - (6) 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。
 - (7) 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
 - (8) 飛砂、落石等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
- 2 転用に係る保安林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該転用により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないものであって、転用に係る保安林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該転用に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
- 3 転用に係る保安林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該転用により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないものであ

って、次のすべての基準に適合するものであること。

- (1) 他に適地がない等によりやむをえず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を転用の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
- (2) 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

4 転用に係る保安林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該転用により当該保安林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないものであって、次のすべての基準に適合するものであること。

- (1) 転用に係る保安林の区域に、事業等の目的及び態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。
- (2) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、転用に係る保安林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。
- (3) 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、転用により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、転用に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し、若しくは造成し、又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。

第2 技術的細則

- 1 第1の1の(1)の運用に当たっては、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるスキー場の滑走コースに係る切土量は1ヘクタール当たりおおむね1,000立方メートル以下、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね200万立方メートル以下とする。
- 2 第1の1の(2)【切土、盛土又は捨土を行う場合】の技術的細則は、別に定める熊本県林地開発許可制度実施要項の別記2「林地開発許可設計・審査基準」（以下「審査基準」という。）の第2の1の(3)から(6)までのとおりとする。
- 3 第1の1の(3)の「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、審査基準の第2の2の(1)のとおりとする。
- 4 第1の1の(3)に該当し設置される擁壁の構造は、審査基準の第2の2の(2)のとおりとする。

- 5 第1の1の(4)の法面保護の技術的細則は、審査基準の第2の2の(3)のとおりとする。
- 6 第1の1の(5)のえん堤等の設置の技術的細則は、審査基準の第2の3のとおりとする。
- 7 第1の1の(6)の排水施設の能力及び構造の技術的細則は、審査基準の第2の4のとおりとする。
- 8 第1の1の(7)の洪水調節池等の設置の技術的細則は、審査基準の第2の6のとおりとする。
- 9 第1の2の洪水調節池等の設置の技術的細則は、審査基準の第3のとおりとする。
- 10 第1の3の(1)により導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。
- 11 第1の4の(1)は、次によるものであること。
- (1)「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、止むを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。
- この場合において、残置し又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域（事業者が所有権その他の当該土地を使用する権利を有し事業等に供しようとする区域をいう。以下同じ。）内の森林面積に対する割合は、表－2の「事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合」によるものとする。
- ただし、転用に係る保安林の面積が5ヘクタール以上である場合又は事業区域内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10パーセント以上である場合（転用に係る保安林の面積が1ヘクタール未満の場合を除く。）には、前記1及び表－2に代えて表－3に示す基準に適合するものであること。
- また、残置し又は造成する森林又は緑地は、表－2又は表－3の「森林の配置等」により事業等の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。
- なお、表－2又は表－3に掲げる「事業等の目的」以外の事業等については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表－2又は表－3に準じて適切に措置されていること。

表－ 2

事業等の目的	事業区域内において 残置し又は造成する 森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1 区画の面積はおおむね 1,000 平方メートル以上とし、建物敷等の面積はおおむね 30 パーセント以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね 50 メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね 100 メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は 1 箇所あたりおおむね 5 ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 50 パーセント以上とする（残置森林率はおおむね 40 パーセント以上）。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね 20 メートル以上）を配置する。 2 ホール間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね 20 メートル以上）を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね 50 パーセント以上とする（残置森林率はおおむね 40 パーセント以上）。	1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 40 パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 5 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

工場、事業場の設置	森林率はおおむね 25 パーセント以上とする。	1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2 事業等に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね 20 パーセント以上とする。	1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 事業等に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘		1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

(注) 1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15 年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

3 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

表－3

事業等の目的	事業区域内において 残置し又は造成する 森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね 70 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1 区画の面積はおおむね 1000 平方メートル以上とする。 3 1 区画内の建物敷の面積はおおむね 200 平方メートル以下とし、建物敷その他付帯施設の面積は 1 区画の面積のおおむね 20 パーセント以下とする。 4 建築物の高さは当該森林の期待平均樹高以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね 70 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね 50 メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね 100 メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は 1 箇所あたりおおむね 5 ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 4 滑走コースの造成に当たっては原則として土地の形質変更は行わないこととし、止むを得ず行う場合には、造成に係る切土量は、1 ヘクタールあたりおおむね 1000 立方メートル以下とする。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 70 パーセント以上とする（残置森林率はおおむね 60 パーセント以上）。	1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね 40 メートル以上）を配置する。 2 ホール間に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね 40 メートル以上）を配置する。 3 切土量、盛土量はそれぞれ 18 ホールあたりおおむね 150 万立方メートル以下とする。

宿泊施設、レジャー施設の設置	残置森林率はおおむね 70 パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 20 パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設に係る事業等の 1 箇所当たりの面積はおおむね 5 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場、事業場の設置	森林率はおおむね 35 パーセント以上とする。	1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2 事業等に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率（緑地を含む。）はおおむね 30 パーセント以上とする。	1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部におおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 事業等に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘		1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

（注）「残置森林率」、「森林率」及び「ゲレンデ等」については、表－2に同じ。

(2) 造成森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適する原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、表－4を標準として均等に分布するよう植栽する。なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあつては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

表－4

樹 高	植栽本数（1ヘクタール当たり）
1メートル	2,000本
2メートル	1,500本
3メートル	1,000本

12 第1の4の(2)の「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

13 第1の4の(3)の運用に当たっては、特に土砂の採取、道路の開設等の開発行為について景観の維持上問題を生じないように開発行為の対象地（土捨て場を含む。）の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置につき慎重に審査するものとする。

保安林（保安施設地区）内立木伐採確認書

年 月 日

森林の所在場所 市郡 町村大字 字 番地ほか 筆

森林所有者 氏 名（自署）

住 所

電話番号

法人の場合は、主たる事務所の
名称及び代表者の氏名

1 森林所有者が植栽義務を負うことを了知した内容

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 植栽樹種： | |
| (2) 植栽本数： | 本／ha |
| (3) 植栽時期： | 年 月末まで |
| (4) 植栽方法： | 森林所有者自身で植栽 ・ ○○に委託して植栽 |

2 森林所有者は、保安林伐採許可申請者から以下のことについて説明を受けました。

【チェック】

- | |
|---|
| ☐ 森林所有者は、伐採後に植栽する義務があります。また、植栽する樹種と本数が決まっています。 |
|---|

（留意事項）

伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽しなかった場合、森林法第38条第4項に定める監督処分として、森林所有者に植栽命令を課せられ、これに従わない場合は、森林法第207条により、森林所有者は150万円以下の罰金が科せられる場合があること。

（注意事項）

- 1 立木伐採の申請者と森林所有者が同一の場合は、本様式の添付を要しない。
- 2 指定施業要件に植栽の指定が定められていない場合は、本様式の添付を要しない。
- 3 本様式は、森林所有者が記載すること。
- 4 各振興局に申請書が提出された後に、振興局から電話により、森林所有者に上記内容を再確認する場合がある。

保安林（保安施設地区）内立木伐採期間延長承認申請書

年 月 日

熊本県知事

様

申請者 住 所

氏 名

法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

年 月 日付け熊本県指令 第 号の決定通知に係る立木の伐採について、
下記事由により許可期間内に伐採を終了することが困難となったので、期間の延長をたく、
その承認を申請します。

記

保安林（保安施設地区）の 指定の目的		
保安林（保安施設地区）の 所在場所		
許可に係る伐採の期間の終 期	年 月 日まで	延長日数
延長申請に係る伐採の期間 の終期	年 月 日まで	日
許可に係る期間内に伐採を 終了することが困難となっ た事由		
備 考		

注1 伐採の期間の延長日数は、60日を超えない範囲内で、申請時点において伐採が終了していない区域の伐採に必要な日数を記載すること。また、備考欄には、申請時点において伐採が終了していない区域の面積及び伐採立木材積を記載すること。なお、60日以内に期間を延長しても伐採を終了できないと見込まれる場合は、当該残区域の立木の伐採については、改めて許可申請を行うこと。

2 「許可に係る期間内に伐採を終了することが困難となった事由」欄には、非常災害（積雪等）により伐採地までの通行が困難になったため又は労務の調達が著しく困難になった等の具体的な理由とそれにより伐採を中断した日数等を記載すること。

保安林（保安施設地区）内択伐期間延長届出書

年 月 日

熊本県知事

様

届出者 住 所

氏 名

法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で届出書を受理した旨の通知のあった択伐について、下記事由により届け出た伐採期間内に伐採を終了することが困難となったので、期間の延長をしたく届け出ます。

記

保安林（保安施設地区）の 指定の目的		
保安林（保安施設地区）の 所在場所		
当初の届出に係る伐採の期間の終期	年 月 日まで	延長日数
延長届出に係る伐採の期間の終期	年 月 日まで	日
当初の届出に係る期間内に 伐採を終了することが困難 となった事由		
備 考		

- 注1 伐採の期間の延長日数は、60日を超えない範囲内で、本届出時点において伐採が終了していない区域の伐採に必要な日数を記載すること。また、備考欄には、本届出時点において伐採が終了していない区域の面積及び伐採立木材積を記載すること。なお、60日以内で期間を延長しても伐採が終了できないと見込まれる場合は、当該残区域の立木の伐採については、改めて択伐の届出を行うこと。
- 2 「当初の届出に係る期間内に伐採を終了することが困難となった事由」欄には、非常災害（積雪等）により伐採地までの通行が困難になったため又は労務の調達が著しく困難になった等の具体的な理由とそれにより伐採を中断した日数等を記載すること。

保安林植栽義務例外認定請求書

年 月 日

熊本県知事

様

請求者 住 所

氏 名

法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

次の保安林に係る伐採跡地は、指定施業要件として定められている植栽の方法、期間又は樹種に関する定めに従って植栽をすることが著しく困難であるので、森林法施行規則第72条第1号の場合における同条の規定による植栽の義務の例外の認定を求めます。

保安林の指定の目的	
保安林（伐採跡地）の所在場所	
保安林（伐採跡地）の面積	
指定施業要件に従って植栽をすることが著しく困難な理由	
植栽義務の停止が必要な期間	年 月 日まで
備 考	

注1 「保安林（伐採跡地）の面積」欄は、ヘクタールを単位とし、小数点以下第4位まで記載すること。

2 「植栽義務の停止が必要な期間」欄は、植栽が可能な場合にのみ記載すること。

3 備考欄には、伐採跡地を生じさせた伐採に係る次の事項等について記載すること。

(1) 伐採の許可の申請又は届出をした者

(2) 伐採の許可又は届出の年月日

保安林植栽義務例外認定請求書

年 月 日

熊本県知事

様

請求者 住 所

氏 名

法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで森林法第34条の2第1項の規定に基づく択伐の届出をした次の保安林に係る伐採跡地は、指定施業要件として定められている植栽の期間に関する定めに従わずに植栽をする必要があるので、森林法施行規則第72条第2号の場合における同条の規定による植栽の義務の例外の認定を求めます。

保安林の指定の目的	
保安林（伐採跡地）の所在場所	
植栽義務の猶予が必要な期間	年 月 日まで
主たる更新樹種	
天然更新補助作業の実施の予定の有無	
天然更新補助作業の実施の方法及び時期	
備 考	

- 注1 「植栽義務の猶予が必要な期間」欄は、伐採を終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年を超えない範囲で記載すること。
- 2 「主たる更新樹種」欄には、当該保安林に係る指定施業要件として定められている樹種を記載すること。
- 3 「天然更新補助作業の実施の予定の有無」欄には、「有」又は「無」と記載すること。
- 4 「天然更新補助作業の実施の方法及び時期」欄は、「天然更新補助作業の実施の予定の有無」欄が「有」の場合にのみ記載すること。
- 5 請求者と当該伐採跡地を生じさせた択伐に係る森林法第34条の2第1項の規定による届出をした者が異なる場合は、備考欄にその旨及び当該届出をした者の氏名を記載すること。

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

保安林等に係る森林の土地の所有者となった旨の届出の内容について
（通知）

このことについて、森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定による森林の土地の所有者となった旨の届出のうち、保安林（保安施設地区）の区域の森林に係る届出がありましたので、同条第 2 項の規定により通知します。

なお、届出の内容は、別添の届出書写しのとおりです。

注 1 届出書の写しを添付すること。

2 規則に定める通知の期間内に複数の届出があった場合において、当該複数の届出について一括して通知するときは、当該届出の提出された期間及び数を下記事項として記載すること。